

西新井陸橋長寿命化工事に伴う環七通りの 24 時間連続交通規制の解除について

～平成 29 年 11 月 4 日に、二車線規制を解除しました～

西新井陸橋付近の環七通りの 24 時間連続車線規制（四車線から二車線への交通規制）については、平成 29 年 11 月 4 日をもちまして、連続規制を解除いたしました。

長期にわたり、工事に対してご理解、ご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後も引き続き平成 30 年 3 月末頃まで、橋梁下での工事のほか、橋梁上においても、夜間一部車線規制を伴う工事を予定しております。

四車線開放後も工事が続きますが、引き続き、ご理解、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1 長寿命化工事の概要

床版の取替え：コンクリート製の床から鋼製の床に取り替えることにより、耐久性・耐荷性を向上させるとともに、橋全体の耐震性を向上させ、橋の寿命を延ばします。

2 工事区間

足立区栗原三丁目地内～同区梅島三丁目地内

主要地方道環状七号線（第 318 号）環七通り 「西新井陸橋」 付近

3 その他

24 時間連続規制終了後は、夜間のみ交通規制による工事があります。

問い合わせ先

第六建設事務所 補修課

（直通）03-3882-1159